

chapter 03

第3部

池子問題の歴史



(写真提供：神奈川県)

池子問題の歴史



池子住宅地区及び海軍補助施設は、逗子市池子、久木、横浜市金沢区に所在し、その面積は、全体で288.4ヘクタール（逗子市側は約252ヘクタール）に及び、市の面積のおよそ14.5%を占めています。

1954年（昭和29年）の市制施行と同時期に始まった池子接收地返還運動、及び1984年（昭和59年）から10年の間、市を二分することとなった米軍家族住宅建設問題は、市政に大きな影響を与えましたが、1994年（平成6年）の国、県、市による三者合意をもって米軍家族住宅854戸が建設され、1996年（平成8

年）4月から、約3,000人の米軍人とその家族が居住しています。

米軍家族住宅建設以降、住宅地区内への小学校建設や横浜市域への住宅建設などの問題もありましたが、返還運動開始から60年が経過した2014年（平成26年）11月、区域の西側の一部土地約40ヘクタールの返還を前提とした共同使用が開始し、2015年（平成27年）2月1日、この地に池子の森自然公園が開園しました。

共同使用の実現により、1938年（昭和13年）に旧日本海軍が接收を開始して以来、76年ぶりに、池子住宅地区の一部に市民が自由に立ち入りできるようになり、また、市民の悲願である返還に向けても一歩前進しました。

ここでは、この10年間の主な動きを中心に、その歴史を振り返ります。

横浜市域住宅追加建設反対と上告断念 2003年～2007年（平成15年～19年）

2003年（平成15年）7月の日米合同委員会施設調整部会において、横浜市内4施設の返還と池子住宅地区の横浜市域への約800戸程度の住宅建設について、調整を進めていくことで日米間の認識が一致しました。

これに対し、市は直ちに「横浜市域への住宅追加建設は、『施設・区域内の緑地の保全に配慮する』とした平成6年の三者合意に反する」とし、市議会とともに、追加建設反対の立場を表明し、11月には防衛施設庁長官に対し、横浜市域への住宅追加建設計画の撤回を求め、さらに、進行中であつた本設小学校建設計画は、「米軍住宅をこれ以上建設しないことが前提である」ことから、その計画と条例手続きの中止を要請しました。

さらに翌2004年（平成16年）4月、市は、三者合意の内容を確認するため、防衛施設庁長官あて照会を行いました。横浜防衛施設局長から「家族住宅を追加建設する考えはないとの合意は、池子住宅地区及び海軍補助施設の逗子市域の計画区域を対象としている」との回答がありました。

市は、改めて国に対し、住宅追加建設の白紙撤回を求めましたが、横浜防衛施設局長から、「神奈川県における在日米軍施設・区域の大規模返還に道を開くとともに、在日米海軍の当面の住宅不足を解消する最善のものであることから、理解と協力を求める」旨の回答がありました。市は、これを不服として、9月、国を相手に、「池子の森に米軍家族住宅を追加建設して

はならないとする義務等を確認する訴訟」を提起しました。

10月の日米合同委員会において、横浜市域への700戸程度の家族住宅建設が合意される中、「池子の森に米軍家族住宅を追加建設してはならない義務等確認請求事件」の口頭弁論が、11月から2005年（平成17年）12月までの間、計6回開催され、2006年（平成18年）3月、横浜地方裁判所は「訴えは法律上の争訟に当たらない」として市の訴えを却下しました。

市はこれを不服として控訴し、2回の口頭弁論を行いました。2007年（平成19年）2月、東京高等裁判所は、「市の訴えを却下した横浜地裁の判決は相当」とし、市の控訴を棄却しました。2006年（平成18年）12月に就任した平井竜一市長は、最高裁への上告のための補正予算



2007年（平成19年）2月15日「池子の森裁判控訴審」棄却判決言渡し後に記者会見する平井市長

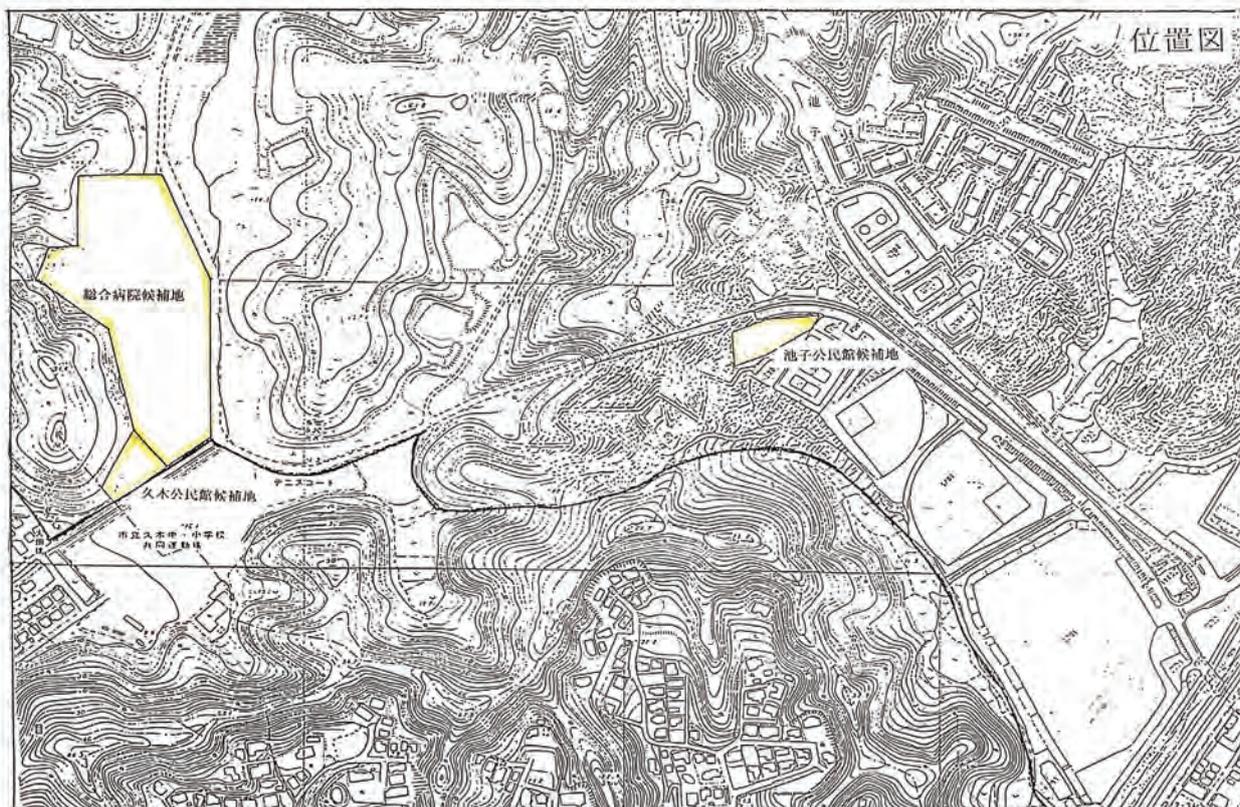
を市議会へ提案しましたが、この補正予算案は、市議会において、可否同数による議長採択の結果、否決されました。市長は、市議会の意思を重く受け止め、上告を断念するに至りました。

約2ヘクタール病院候補地を緑地公園用地へ変更 2008年（平成20年）

1994年（平成6年）の三者合意で市が提示した33項目の条件のうち「施設区域内での総合病院建設候補地の確保」に対し、1998年（平成10年）3月、国は、池子米軍住宅地区内

の約2ヘクタールの候補地を提示しました。

市は総合病院開設候補となる社会福祉法人と、この候補地への病院開設について協議を行いました。条件が折り合わず、2001年（平成13



1998年（平成10年）3月31日「国から示された総合病院候補地」

年)5月、当該法人は、候補地への病院開設は困難である旨を表明しました。そして、2007年(平成19年)12月、公募により選考された法人が、沼間3丁目の市有地での病院開設を許可され、その実現に向けた手続きが開始されたことから(のちにこの計画は断念)、市は2008年(平成20年)3月、病院候補地の利用案について「池子住宅地内病院施設候補地利用報告書」をとりまとめ、病院用地の利用方針を、同じく住宅地区内に国から提示されていた久木公民館建設予

定地と併せ、「公園及び自然体験学習のための施設」用地へと変更し、国へ返還を要請しました。

これに対し国から、「具体的な利用計画が提示されれば関係機関と調整する」との回答があったことから、市は11月、この約2ヘクタールの土地について、「(仮称)池子緑地公園基本構想」を作成し、土地の特性を生かし、自然環境に配慮した公園とすることとし、改めて国に対し約2ヘクタールの緑地公園用地の返還を要請しました。

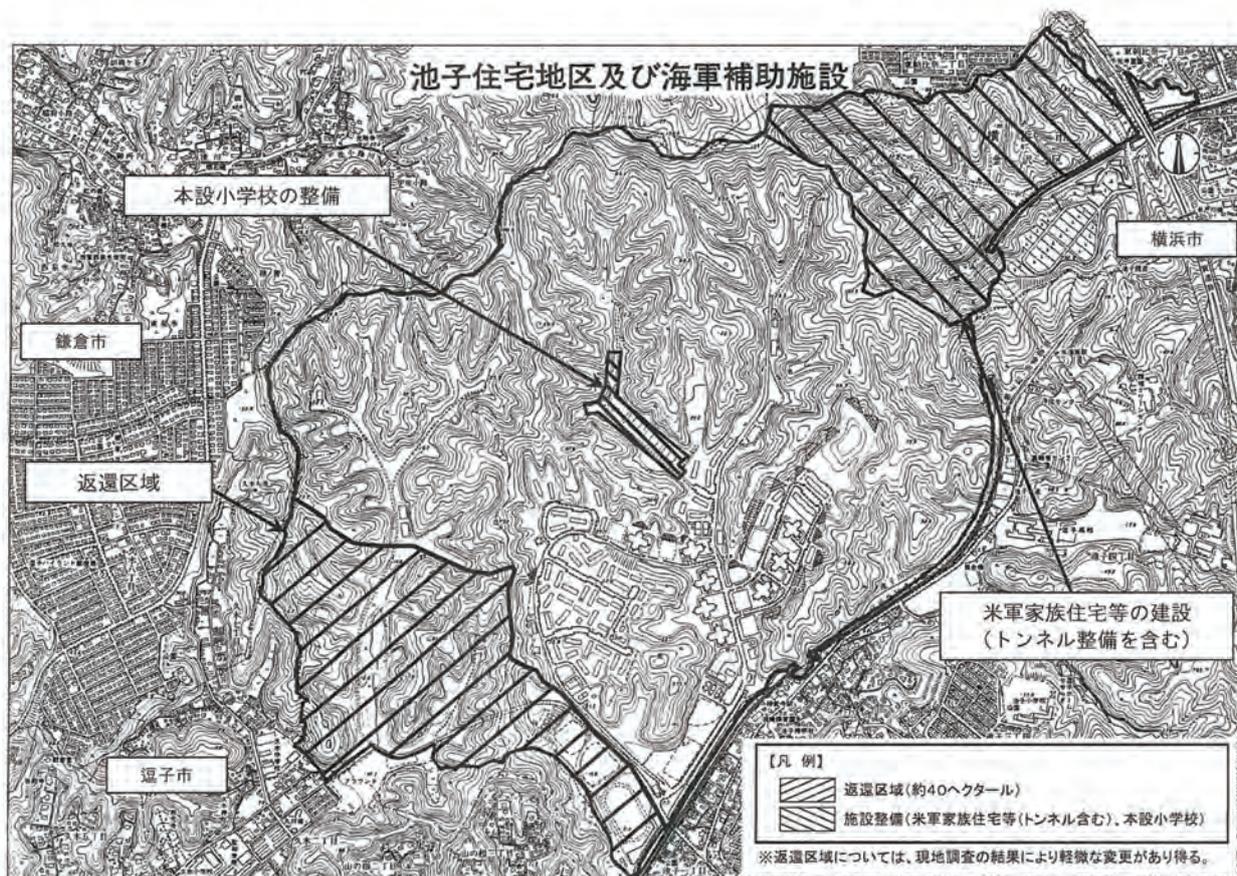
約40ヘクタール返還の提示と池子問題の歴史的決着 2009年～2010年(平成21年～22年)

2009年(平成21年)4月、国より、「横浜市域への家族住宅及び本設小学校建設並びに横浜市域と逗子市域をつなぐ緊急車両通行や避難経路確保のためのトンネル整備への協力が得られれば、緑地公園用地(約2ha)返還へ向けて努力していく」旨が伝えられました。

一方、市は6月、国に対し、返還の実現が今後の話し合いの前提であることを伝えました。

また、国から「緑地公園用地(約2ha)の

返還と米軍家族住宅地区内西側運動施設の市民による自由使用が実現すれば、家族住宅及び本設小学校建設並びにトンネル整備について市の協力が得られるか」との打診がありましたが、「緑地公園用地の返還と西側運動施設の自由使用は、1994年(平成6年)に家族住宅建設を受け入れた際に市が提示した33項目の条件であり、他の返還について言及のない状況で、提案を受け入れることはできない」旨回答しました。



2009年(平成21年)7月22日「国から示された40ha返還用地」

これに対し、7月、国から、池子米軍家族住宅地区内の西側一部土地約40ヘクタールが返還候補地として提示され、「家族住宅及び本設小学校建設並びにトンネル整備について、市の理解と協力が得られるのであれば、早期に返還が実現するよう努力する」との通知がありました。

市は国から提示された約40ヘクタールの返還案や協議の状況について市議会に説明し、また市民に対しては説明会を開催するとともに、チラシを配布し、意見を募りました。12月には市役所を訪れた長島昭久防衛大臣政務官が、家族住宅及び本設小学校建設並びにトンネル整備について、市の理解と協力を要請しました。



2009年（平成21年）7月28日「40ヘクタール返還案に関する市民説明会」

翌2010年（平成22年）1月、国は、市へ家族住宅建設等への協力を要請するとともに、本設小学校建設について、「子どもの教育・人道的な問題でもあり、可能な限り早期に着手する必要がある」とし、実施設計や付帯工事である落石防護柵工事の公告の説明を行いました。市は、市の理解を得るまでは着工することのないよう国に要請しました。

2月、市は、約40ヘクタールの返還協議を進めるよう国に要請し、翌月、国に対し、返還の実現、財産処分の優遇措置、返還地活用への財政支援の3項目について、国の見解を求めました。これに対し国は、「市の意向にも十分配慮して対応したい」と回答しました。

国は、7月の日米合同委員会施設調整部会において、池子住宅地区の一部土地（西側運動施設及びキャンプ場地区）の返還協議開始と横浜市域への住宅建設戸数再検討を米側に要請しました。一方、8月には、長島防衛大臣政務官から市に対し、「返還協議は政務官の責任により進めること、本設小学校工事については、子どもの教育・人道的な問題でもあり、可能な限り早期に落石防護柵の整備に着手したい、工事にあたっては周辺住民へ十分な配慮をもって行う」との説明がありました。

市は、現実として本設小学校の付帯工事である落石防護柵工事の準備が進む状況において、「責任をもって返還協議を進める」という政務官の言葉を重く受け止め、工事にあたっての周辺住民への生活環境への配慮を確認したうえで、落石防護柵工事を認めるに至りました。しかし、横浜市域への住宅建設については、大幅な建設戸数削減などが示されない限りは、協議に応ずることはできないと回答しました。

8月に開催された日米合同委員会施設調整部会において、「横浜市域への住宅建設戸数を約400戸程度とすること、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の返還については引き続き日米間で協議することとし、返還までの間は、今後米軍から提示される要件や時期について協議し、それらが満たされた場合には、市と米軍が共同使用をする」ことで日米間の認識が一致しました。市はこれについて国から報告を受け、住宅建設戸数が700戸程度から400戸程度に減少したことについては「国の努力の結果」としながらも、「これをもって住宅建設を受け入れることにはならない」としました。また、共同使用については、返還でなくても市民が早期に利用できるようになることに変わりはないことから一定の評価をするとともに、無償での共同使用を求め、併せて早期返還に向けた協議を進めていくことを要請しました。

市は、施設調整部会の結果が9月の日米合同委員会で承認されたことを受け、共同使用に際

しての土地利用案を作成するため、「池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる土地利用検討プロジェクトチーム」を設置し、池子の森が市民のかけがえのない財産であるという歴史的事実、33項目に提示した「国営自然公園の実現」、自然の地形や既存の施設の活用などから、公園としての利用を前提とした土地利用案の検討を開始しました。また、10月には、逗子市域への新たな住宅建設が今後一切ないことの確約を国に求めました。

11月に国から、逗子市域への住宅の追加建設がないと確約があったことから、平井竜一市長は、市として、横浜市域の米軍住宅建設の是非については言及しないこととし、住宅建設に伴う交通問題や周辺環境整備について、国と現実的な交渉・協議を行っていく考えを表明するとともに、約40ヘクタールの土地について、返還までの間の共同使用による公園の実現を掲げ、12月の市長選挙で再選されました。

約40ヘクタールの土地の共同使用の実現 2011年～2014年(平成23年～26年)

2011年(平成23年)2月、土地利用検討プロジェクトチームは、共同使用に際しての土地利用案として、約40ヘクタールの土地を、現況の自然を保全しながら市が都市公園として管理するという内容の「池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる土地利用検討報告書」をとりまとめ、市はこれを国へ提示しました。

市は、2014年度(平成26年度)中の共同使用地での公園の開園を目標とし、国に対し、共同使用の実現に向けた日米間の協議の推進と、米軍、国、市の三者での協議会の設置、無償での共同使用地の使用を要請しました。

9月の日米合同委員会施設調整部会において、①返還については引き続き協議し、できるだけ早く実現するよう努力する、②返還までの間は、市と米軍が共同使用する。共同使用にあたっては、(1)管理事務所、正面ゲートなどの現存する米側施設の移設整備、(2)境界フェンスの設置、(3)共同使用区域北側へのゲートの設置を満たすことを条件とする、③共同使用開始前に、米軍、国、市の間で共同使用に係る協定を締結する、の3点で、日米の認識が一致しました。

翌日、第1回目の「池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会(三者協議会)」が開催され、米軍、国、市の



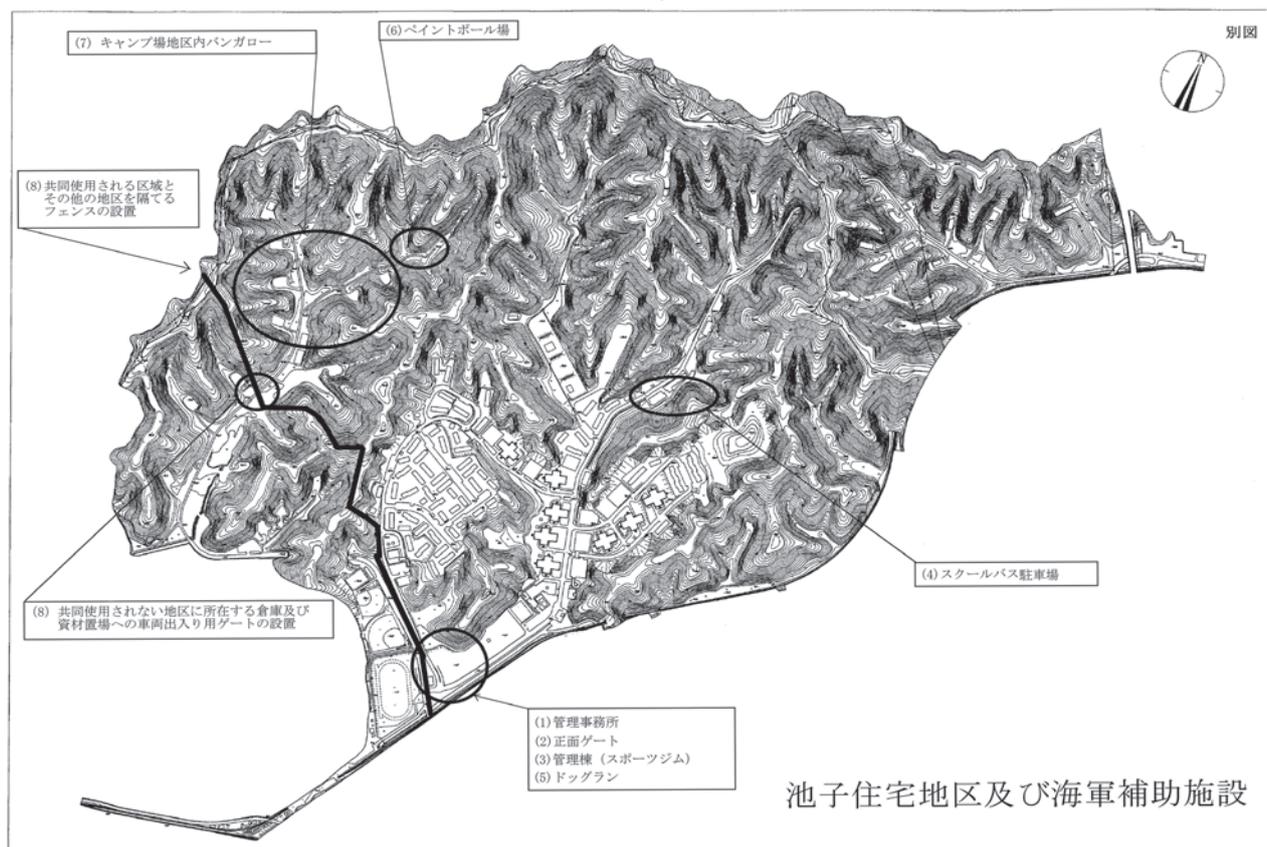
2011年(平成23年)9月30日「逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による第1回三者協議会」

三者による共同使用の実現に向けた協議がスタートしました。

市は、9月の施設調整部会の結果と三者協議会の発足を受け、10月に、約40ヘクタールの土地を都市公園とする「土地利用検討報告書」を付した共同使用の申請書(一時使用申請書)を国へ提出しました。

11月には、9月の施設調整部会での協議事項が日米合同委員会で合意され、また、国有財産関東地方審議会では、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地約40ヘクタールを、市が都市公園敷地として無償で使用することを適当と認める答申がありました。

2012年(平成24年)4月の日米合同委員会施設整備移設部会において、共同使用区域に現



池子住宅地区及び海軍補助施設

2012年（平成24年）4月26日「40ha共同使用予定地」

存する米側施設の移設整備について詳細が示されるとともに、共同使用区域と米側区域を隔てる境界フェンスの位置が示され、共同使用区域がおおむね確定しました。

市は、7月に公園整備プロジェクトチームを設置し、公園としての整備計画や利用方法等について検討を行いました。2013年（平成25年）3月に「（仮称）池子の森自然公園基本計画」が策定され、共同使用開始後の公園の姿が具体化されるとともに、複数年にわたる整備計画が示されました。

2013年（平成25年）には、国により、境界フェンスの設置工事や管理事務所及び正面ゲートなど、共同使用区域に現存する米側施設の移設整備工事が開始され、2014年（平成26年）3月には、共同使用開始の条件の一つである境界フェンスの設置工事が、後に整備する正面ゲート付近を一部残して終了しました。

こうした手続きや共同使用に係る米側施設の移設整備工事などが進む中、2014年（平成26

年）6月の第4回三者協議会において、「共同使用地は、今後実施される日米合同委員会や現地実施協定などで認められる範囲内において、市が公園としての管理する」などの、共同使用にかかる基本方針が合意され、市は、公園開園にあたり必要となる自然環境調査や施設整備等の実施について米側と国の理解を求めました。

市は「（仮称）池子の森自然公園基本計画」に基づき、自然環境を保全しながら市民が憩える公園を開園することを目指し、共同使用地の自然環境の現況を把握するため、6月から自然環境調査業務を開始しました。

同月の日米合同委員会において、共同使用を実際に行うに当たっての維持管理や米側の運用等に係る基本的な条件について合意され、市が2011年（平成23年）10月に提出した共同使用の申請が承認されました。この基本的な条件に基づき、具体的な維持管理の方法や米側の運用等についての協議を重ね、10月の第5回三者協議会において、これまでの協議による結果が、



2014年（平成26年）10月27日「逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による第5回三者協議会」

現地実施協定書案及び公園管理運営覚書案として合意されるとともに、市が2015年（平成27年）2月1日に共同使用地において公園を開園することが確認されました。また、市は、池子の森自然公園の設置を定めた「都市公園条例」の改正を市議会第4回定例会に提案し、議決されました。

現地実施協定書及び公園管理運営覚書が、それぞれ11月21日、26日に締結され、11月27日には、南関東防衛局長から市へ共同使用許可書（一時使用許可通知書）が発出され、11月30日からの共同使用開始が正式に通知されました。



2014年（平成26年）11月27日「丸井南関東防衛局長から共同使用許可書を受け取る平井市長」



2014年（平成26年）11月26日「共同使用に係る公園管理運営覚書にサインする平井市長」

11月30日午前9時、池子米軍家族住宅地区のゲート機能が移転し、約40ヘクタールの土地の共同使用が開始されました。



2014年（平成26年）11月30日「共同使用開始当日にゲートに立つ平井市長」

共同使用の開始と池子の森自然公園開園 2014年（平成26年）

2014年（平成26年）12月、池子の森自然公園の整備・完成を公約に掲げ、33年ぶりとなる無投票当選で、平井竜一市長が再選されました。

市は、11月30日の共同使用開始とともに、

公園開園に向けた準備を進めました。2015年（平成27年）1月31日には、池子の森自然公園の開園式典が開催され、2月1日から運動施設の市民利用が開始されました。

池子問題の歴史年表

西暦(年号)	月/日	主な出来事	市長
2003年 (平成15年)	7月18日	在日米軍施設・区域の整理等に関する第2回施設調整部会において、横浜市内4施設の返還と池子住宅地区の横浜域に約800戸の住宅を建設することが協議され、「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜域に800戸の米軍家族住宅及び支援施設を建設することが適切である」との日米間の認識が一致	2002.12～ 長島一由 (2期)
	8月21日	懸垂幕「池子の全面返還は市民の願い・住宅追加建設反対」を掲示	
	10月24日	市議会「米軍家族住宅の追加建設計画の白紙撤回を求める意見書」	2003.9～ 長島一由 (3期)
11月21日	市長、防衛施設庁長官と面談し、住宅建設計画の白紙撤回、本設小学校建設及び条例手続きの中止を要請		
2004年 (平成16年)	4月26日	横浜域への住宅追加建設に関連し、平成6年の三者合意の範囲、合意内容等について防衛施設庁長官宛て照会	
	6月22日	国、4/26照会に対し、三者合意の範囲は逗子域である旨回答	
	8月3日	国に対し、再度住宅建設撤回を要請	
	8月23日	国、住宅建設について市の理解と協力を求める回答	
	9月2日	在日米軍施設・区域の整理等に関する第3回施設調整部会において、上瀬谷通信所等の返還と池子住宅地区横浜域への約700戸の住宅建設について日米間の認識が一致	
	9月17日	横浜地方裁判所に「池子の森に米軍家族住宅を追加建設してはならない義務等確認請求事件」訴状提出	
	10月18日	日米合同委員会において、横浜域での住宅等の建設について合意。改変面積は横浜域の面積の半分以下に抑制し、住宅建設戸数を700戸程度に縮減	
2005年 (平成17年)	11月17日	「池子の森に米軍家族住宅を追加建設してはならない義務等確認請求事件」第1回口頭弁論	
	2月8日	「池子の森裁判」第2回口頭弁論	
	4月13日	「池子の森裁判」第3回口頭弁論	
	6月29日	「池子の森裁判」第4回口頭弁論	
	9月14日	「池子の森裁判」第5回口頭弁論	
2006年 (平成18年)	12月14日	「池子の森裁判」第6回口頭弁論	
	3月22日	「池子の森裁判」判決言渡し（「却下」）	
	4月3日	「池子の森裁判」東京高等裁判所へ控訴状提出	
	4月28日	国、県へ本設小学校着手届を提出	
	9月28日	「池子の森裁判控訴審」第1回口頭弁論	
2007年 (平成19年)	11月28日	「池子の森裁判控訴審」第2回口頭弁論	2006.12～ 平井竜一 (1期)
	12月10日	逗子市長選挙 平井竜一氏初当選（12/25就任）	
	2月15日	「池子の森裁判控訴審」判決言渡し（「棄却」）	
2008年 (平成20年)	2月28日	「池子の森裁判」上告費用の補正予算を市議会否決、上告断念	
	7月24日	第12回池子住宅地区及び海軍補助施設に係る地域連絡協議会	
	12月28日	県、聖テレジア会に対し沼間3丁目での病院開設許可	
	3月10日	庁内委員会「池子住宅地内病院施設候補地利用報告書」を市長へ報告	
	3月18日	「池子住宅地内病院施設候補地利用報告書」を市議会へ報告	
	4月11日	第13回池子住宅地区及び海軍補助施設に係る地域連絡協議会 「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する逗子市と米海軍横須賀基地司令部の覚書」調印	
	4月15日	池子住宅地区内に国から提示されていた病院用地及び久木公民館用地を緑地公園用地へと利用方針を変更	
4月16日	緑地公園用地への利用方針変更について、市議会へ報告		
4月25日	緑地公園用地への利用方針変更について、池子接収地返還促進市民協議会へ報告		
5月12日	国へ緑地公園への利用方針変更を報告。緑地公園用地返還を要請		

西暦(年号)	月/日	主な出来事	市長
2008年 (平成20年)	10月1日	京浜急行神武寺駅に米軍住宅専用改札口開設	2006.12～ 平井竜一 (1期)
	11月27日	国へ「(仮称)池子緑地公園基本構想」を提示、返還を要請	
	3月27日	第14回池子住宅地区及び海軍補助施設に係る地域連絡協議会	
	4月9日	国、2ha緑地公園用地の返還を提示し、横浜地域住宅追加建設、逗子市と横浜地域を結ぶトンネル整備、本設小学校建設について協力を要請	
	6月19日	国、横浜地域住宅追加建設、逗子市と横浜地域を結ぶトンネル整備、本設小学校建設について協力を要請。市は、返還を実現することが話し合いの前提と回答	
	6月30日	国、市の西側運動施設の自由使用と緑地公園用地の返還が具体的になれば、追加建設等が受け入れられるのか打診。市は今回の提示は33項目の要件として実現されるべきと回答	
	7月3日	横浜地域住宅追加建設をめぐる国との協議の状況について、池子接収地返還促進市民協議会に説明	
	7月4日	横浜地域住宅追加建設をめぐる国との協議の状況について市民説明会開催(～7/5)	
	7月9日	横浜地域住宅追加建設をめぐる国との協議の状況について市議会へ報告	
	7月22日	国、40haの土地の返還を提示し、横浜地域住宅追加建設、トンネル整備、本設小学校の建設に対する市の協力を要請	
2009年 (平成21年)	7月27日	国からの40ha返還案について、市議会へ報告	
	7月28日	国からの40ha返還案について、市民説明会開催(～7/29)	
	7月30日	国からの40ha返還案について、池子接収地返還促進市民協議会に説明	
	9月12日	40ha返還案について市民周知チラシを全戸配布、市民意見聴取	
	12月14日	長島防衛大臣政務官来庁、横浜地域への家族住宅建設推進について市の理解と協力を要請	
	1月12日	国、住宅建設等への理解を要請し、本設小学校の実施設計及び落石防護柵の設置を説明	
	1月22日	国、本設小学校の実施設計及び落石防護柵設置工事の入札公告を説明。市長は市の理解を得ずに着工しないよう要請	
	2月5日	国へ40ha返還協議を進めるよう要請。国はこれに応じるとし、市へ住宅建設への協力要請	
	3月4日	返還に関する3項目(早期返還、財産処分の負担軽減、返還地整備への財政支援)について、国の見解を要求	
	3月15日	国へ本設小学校の落石防護柵設置工事着工見合わせを要請	
2010年 (平成22年)	4月15日	国へ示した返還に関する3項目等について、池子接収地返還促進市民協議会に説明	
	4月16日	国へ示した返還に関する3項目等について、市議会へ報告	
	4月17日	国へ示した返還に関する3項目等について、市民説明会開催(～4/18)	
	4月22日	国、3/4の市照会に対し「米側との早期の返還合意」「財産処分の優遇措置」「返還地整備への財政的支援」に努力すると回答	
	7月21日	在日米軍施設・区域の整理等に関する第4回施設調整部会において、池子40ha返還、横浜地域住宅建設戸数(700戸)を再検討することで、日米の認識が一致	
	8月3日	国、本設小学校の落石防護柵工事の早期着工を説明。市長は了解せず、返還協議と併せて政務三役との会談を要請	
	8月10日	県副知事同席のもと長島防衛大臣政務官と会談。国へ40haの早期返還、財産処分の負担軽減、返還地整備への財政支援、落石防護柵工事内容の確認及び周辺住民への配慮を再度要請。政務官は責任をもって返還協議を進めると回答。住宅建設戸数再検討については、市は大幅な削減がない限り建設の協議には応じられないと言及	
	8月12日	国、落石防護柵工事にかかる交通問題対応について説明。市は、返還協議を政務官自身の責任で進めること、周辺住民への配慮をもって本設小学校落石防護柵工事はやむを得ないものと判断し、併せて40haの早期返還を要請	
	8月26日	在日米軍施設・区域の整理等に関する第5回施設調整部会において、「返還は引続き協議する、40ha返還までの間の共同使用、住宅建設戸数400戸程度」で、日米の認識が一致	

西暦(年号)	月/日	主な出来事	市長	
2010年 (平成22年)	8月27日	国より第5回施設調整部会について報告。市は住宅建設戸数減少について一定の評価。40ha共同使用については無償での使用と早期返還に向けた協議を進めていくことを要請	2006.12～ 平井竜一 (1期)	
	8月27日	落石防護柵工事等について、市議会へ報告		
	8月27日	落石防護柵工事等について、池子接収地返還促進市民協議会に説明		
	8月28日	落石防護柵工事等について、市民説明会開催(～8/29)		
	9月3日	本設小学校落石防護柵工事着工(～23/1/26)		
	9月30日	日米合同委員会において、第5回施設調整部会の協議内容が承認(40ha返還までの間の共同使用、返還協議の継続、当面の措置として横浜地域住宅戸数400戸程度)		
	10月5日	「池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる土地利用検討プロジェクトチーム」設置		
	10月14日	国へ無償での40ha共同使用、共同使用地と提供地との境界フェンス設置等要請		
	10月22日	市長、逗子市域へ住宅追加建設がないことを国が確約すれば現実的な交渉のための協議を行う考えを表明		
	10月25日	40ha共同使用等について、市議会へ報告		
	10月27日	国へ「逗子市域への住宅の追加建設がないことの確約」「交通問題への対応」「周辺環境整備への協力」の3項目についての要請を提出		
	10月28日	40ha共同使用について、池子接収地返還促進市民協議会に説明		
	10月30日	40ha共同使用について、市民説明会開催(～10/31)		
	11月19日	国は市の10/27の要請に対し、逗子市域への追加建設がないことを確約。交通問題及び周辺環境整備にも最大限配慮すると回答。市長は横浜地域の追加建設の是非については言及しないこととし、住宅建設に伴う交通問題、周辺環境整備について、国と現実的な交渉・協議を行う考えを表明、併せて40haの早期共同使用を要請		2010.12～ 平井竜一 (2期)
	11月29日	40ha共同使用について、市議会へ報告		
12月12日	逗子市長選挙 平井竜一氏再選(12/25就任)			
12月13日	懸垂幕「池子の全面返還は市民の願い・住宅追加建設反対」を外す			
1月28日	懸垂幕「池子の全面返還は市民の願い・40haを市民の森へ」を掲示			
2月8日	「池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる土地利用検討報告書」策定			
2月10日	国へ土地利用検討報告書を説明し、共同使用申請に向け日米協議促進を要請			
6月22日	日米合同委員会において、本設小学校本体内着工合意			
7月20日	国、横浜地域への住宅基本配置計画案とトンネル新設を説明			
8月22日	本設小学校落石防護柵第2期設置工事着工(～24/1/27)			
9月29日	在日米軍施設・区域の整理等に関する第6回施設調整部会において、一部土地約40haの返還手続きに係る一定の方向性、あるいは共同使用に係る要件及び時期について、日米間で認識一致			
9月30日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会(第1回)			
10月12日	国へ約40haの土地の共同使用申請書提出			
10月28日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会第1回幹事会			
11月7日	日米合同委員会において、第6回施設調整部会協議内容を承認			
11月29日	財務省国有財産関東地方審議会において、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地約40haの都市公園敷地としての一時使用を適当と認める答申			
12月5日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会第2回幹事会			
2012年 (平成24年)	2月21日	国、共同使用地内民有地使用料無償と判断		
	4月10日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会第3回幹事会		

西暦(年号)	月/日	主な出来事	市長
2012年 (平成24年)	4月26日	日米合同委員会施設整備・移設部会において、共同使用に伴う建物等の移設整備の詳細について合意	2010.12～ 平井竜一 (2期)
	5月9日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会(第2回)	
	7月6日	公園整備プロジェクトチーム設置	
	8月9日	国、本設小学校建設工事着工(～26.4.31)	
2013年 (平成25年)	12月5日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会第4回幹事会	
	2月12日	日米合同委員会において、共同使用区域とそうでない区域を隔てる境界フェンス整備実施承認、境界フェンスの設置位置が確定	
	3月27日	〔(仮称)池子の森自然公園基本計画〕策定	
	5月12日	米兵が久木小学校に侵入し、現行犯逮捕	
	5月30日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会第5回幹事会	
	6月6日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会(第3回)	
	7月13日	米兵が市内民家敷地内において、窃盗未遂容疑で現行犯逮捕	
2014年 (平成26年)	3月10日	第15回池子住宅地区及び海軍補助施設に係る地域連絡協議会	
	3月25日	在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会において日米間の認識が一致。横浜地域の米軍家族住宅は、鉄筋コンクリート2階建171戸に変更	
	4月17日	日米合同委員会において、3/25の施設調整部会協議事項承認	
	6月2日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会第6回幹事会	
	6月3日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会(第4回)	
	6月4日	国、横浜地域における家族住宅等の基本配置計画案作成	
	6月26日	日米合同委員会において、約40haの土地等の共同使用承認	
	7月15日	約40haの土地等の共同使用が閣議決定	
	7月22日	「池子住宅地区における防災施設の整備に関する協定」締結	
	8月25日	池子住宅地区内に本設小学校開校	
	10月10日	国より本年7～8月にかけて、池子住宅地区内共同使用地北側において不発弾等が発見された旨報告(10/30自衛隊が搬出)	
	10月24日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会第7回幹事会	
	10月27日	池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会(第5回)	
	11月21日	共同使用に関する現地実施協定書締結	
	11月26日	共同使用公園の管理運営のための覚書締結	
	11月27日	国、約40haの土地等の共同使用許可書発出	
11月30日	池子住宅地区及び海軍補助施設一部約40haの土地等の共同使用開始		
12月14日	逗子市長選挙無投票により 平井竜一氏再選(12/25就任)	2014.12～ 平井竜一(3期)	
2015年 (平成27年)	1月31日		池子の森自然公園開園記念式典
	2月1日	池子の森自然公園開園(スポーツエリア)	

2013年（平成25年）3月

（仮称）池子の森自然公園 基本計画



2013年（平成25年）3月に策定した「（仮称）池子の森自然公園基本計画」は、これまで数十年にわたり人の手が入っていない貴重な樹林地を保全しながら、自然にふれあうため、また、運動場400mトラックをはじめとする既存の施設を有効に活用していくため、公園としての整備・利用について検討し、計画としてまとめたものです。

計画の策定に当たっては、2012年（平成24

年）7月に、「（仮称）池子の森自然公園整備検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、関係する所管職員がメンバーとなり、計画の基本的な考え方をまとめました。

テーマ「森と水、光と風、憩いとふれあいの自然公園」

このテーマに基づき、整備に当たっての5つの基本的な方針を設定しました。

- 1 森林を保全・活用し、自然とふれあえる憩いの空間をつくります。
- 2 既設の施設を活用し、市民がスポーツやレクリエーションができる空間をつくります。
- 3 市の歴史を学び、郷土への理解を深める空間をつくります。
- 4 市民と米軍家族が互いに理解を深められるような空間をつくります。
- 5 だれもが安全・安心に利用できる空間をつくります。

ゾーニングとしては、スポーツエリア、レクリエーションエリア、自然観察エリア、森林保全エリア、水環境保全エリアの5つに区分し、それぞれのエリアの性格や使い方に応じて、整備方針を定めました。

また、施設計画としては、原則、現況のまま利用する400mトラックや野球場、テニスコー

トなどのほか、子ども遊び広場や散策路、野外活動施設などを公園施設として検討していきます。

市民にとって、かけがえのない財産である池子の森に調和した公園となること、そして、逗子市の自然や歴史を後の世代に引き継いでいく公園となることをめざしています。



水辺の風景

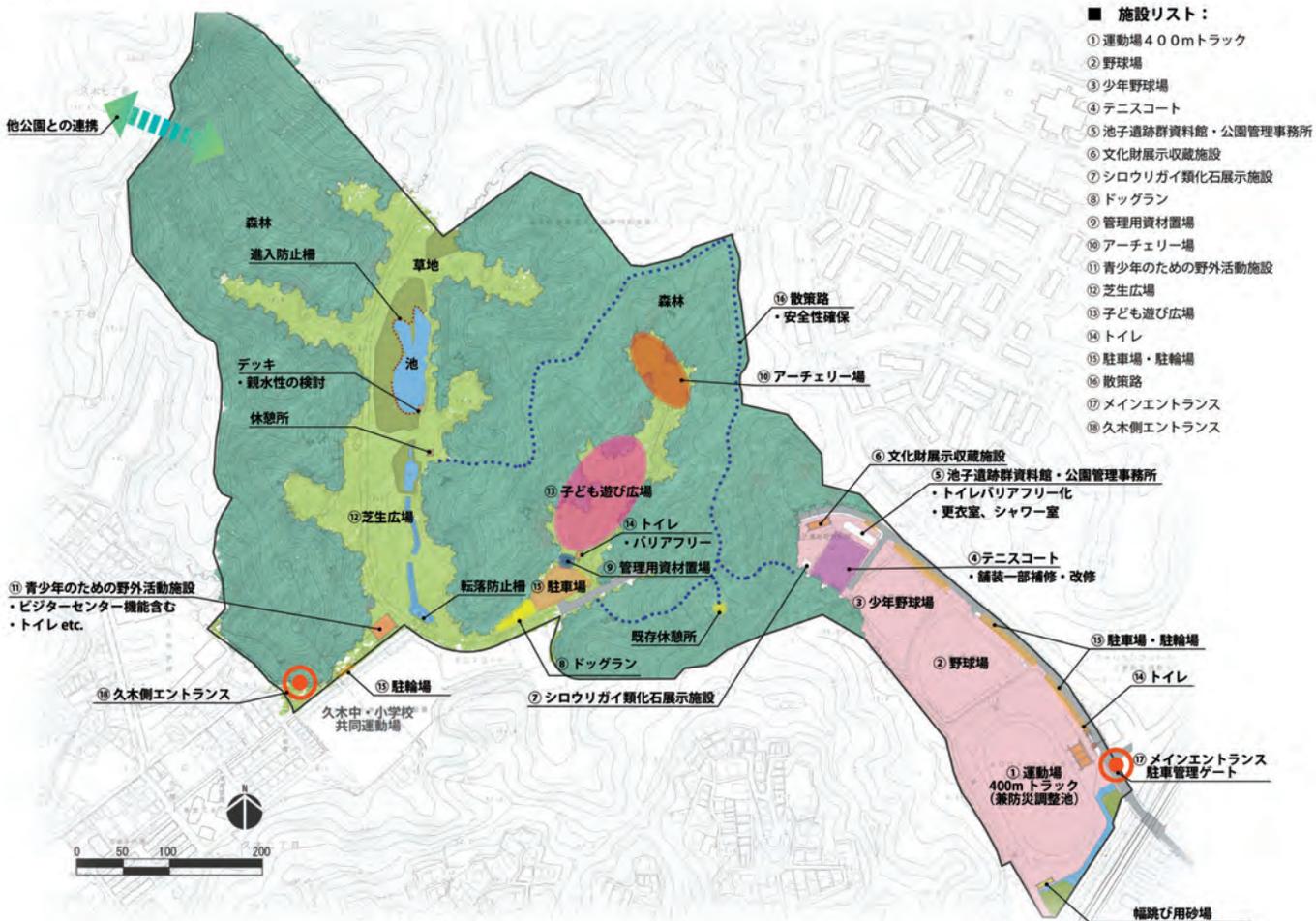


池子遺跡群資料館・公園管理事務所



野球場

基本計画図



緑地エリア



テニスコート



運動場 400m トラック

